

平成23年度第1回宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	平成23年度第1回宇治市個人情報保護審議会
日時	平成23年6月8日(水) 午後2時00分～4時00分
場所	宇治市役所 議会棟3階 第3委員会室
出席者	(委員) 市川会長 松岡委員 近藤委員 中筋委員 保田委員 柴田委員 (事務局) 本城広報課長 上道広報課主幹 玉井広報課主任 倉辻広報課主任 (傍聴者) 2名 (欠席委員) 尾形委員 吉田委員
<p>1 開会</p> <p>2 本日の手順について(事務局)</p> <p>(1) 平成22年度宇治市個人情報保護制度運用状況について(報告事項)</p> <p>(2) 個人情報紛失事案について(報告事項)</p> <p>(3) 教育情報ネットワーク環境整備事業について(報告事項)</p> <p>3 報告事項 平成22年度宇治市個人情報保護制度運用状況について</p> <p>(1) 概要説明(事務局)</p> <p>事務局より、資料1に沿って平成22年度宇治市個人情報保護制度運用状況についての説明が行われた。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) 今の説明について質問はあるか。</p> <p>(委員) 印鑑登録申請書や住民票交付申請書などで「私の」とあるが、誰かが使っていることが前提になっているのか。</p> <p>(事務局) そうである。他人に勝手に取られていないか確認のため、開示請求されたケースである。</p> <p>(委員) そのようなケースが結構多いということである。前年も多かった。</p> <p>(委員) 開示請求は、「私の住民票交付申請書」や「私の戸籍等交付申請書」が多いが、4番目の建設リサイクル法届出書とは、個人情報か。</p> <p>(事務局) そうである。建設リサイクル法届出書とは建物を解体するときに届け出るもので、建物の所有者が出すものであるが、このケースでは第三者によって勝手に建物が解体されていた事実があったため、私の所有する建物を誰が解体したのかを確認するために開示請求された。</p> <p>(委員) 私の所有する建物についての開示請求ということか。</p> <p>(事務局) そうである。</p> <p>(委員) 自分は届出文書を出していないのに申請されたということか。</p> <p>(事務局) そうである。</p> <p>(会長) 他に質問はあるか。なければ平成22年度個人情報保護制度運用状況についての審議は以上とする。</p>	

4 報告事項 個人情報紛失事案について

(1) 概要説明（実施機関及び事務局）

初めに実施機関より資料2に沿って個人情報紛失事案について説明が行われ、次に事務局より平成22年度における個人情報漏えい・紛失事案の再発防止のための取組みについて説明が行われた。

(2) 質疑応答

(会 長) 以上の実施機関と事務局からの説明について質問はあるか。

(委 員) 事実の確認だが、192名分の記録が入っていたとあるが、すべて非常勤の先生が担当されたものか。それとも他の先生の分も入っていたのか。

(実施機関) 非常勤の先生が担当している児童の分だけである。

(委 員) 事件の中身が良く分からないのだが、成績と授業のプレゼンテーション用の資料が入ったUSBメモリーをパソコンの背面に刺したまま持ち歩いていたのか。そして授業が終わった後にUSBメモリーを抜かずに持ち帰ったのに、気が付いたらなかったということか。それとも抜いたところまでは覚えているが、どこかに置き忘れたのか、又は廊下などで落としたのか。紛失した経緯がもう一つ良く分からない。

(実施機関) 教室の中で抜いたのを確認した訳ではなく、職員室に戻った時に気が付いたということである。

(委 員) 気が付いた時には、USBメモリー2本ともなかったのか。

(実施機関) そうである。

(委 員) 意見でもあるが、2ページ目の6の「個人情報保護マニュアルに沿って処理できていなかった事項」で、33ページの2-2②として、やむを得ず持ち出す場合の注意事項を反省点として整理しているが、本件は、そもそもやむを得ず持ち出す場合に当たらないのではないか。つまり、授業の資料は持って歩かないと授業ができないので良いが、成績データが入っているUSBメモリーをそのまま授業に持っていったことが問題だったように思うので、この整理は少しずれている気がする。

(実施機関) そのとおりであり、教材用のデータと個人情報は当然分けておくべきだった。そこが一番の問題であったと認識している。

(委 員) あと二つ程あるが、従来宇治市の学校で使用してきたUSBメモリーは、個人のものか、それとも学校の備品か。また、最近ではロックを掛けたり、場合によっては指紋認証などの厳密なものもあるが、そのようにファイルにセキュリティ対策を行うだけでなく、USBメモリーそのものにセキュリティ対策を行っていたのか。あるいは現在はどうか教えて欲しい。

(実施機関) 私物か学校の備品かについては、後で確認して報告する。それから2つ目のセキュリティ対策については、本来であればセキュリティ対策をすべきであったが、紛失の時点ではしていなかったと聞いている。現在は、パスワードも含

めたセキュリティ対策が施せる外部記憶媒体を使用するとしたセキュリティポリシーの策定が各学校で終了しているため、セキュリティ対策は行われている。

(委員) USBメモリーなどの外部記憶媒体は、学校の備品を使うという趣旨か。備品ではなかったのか。個人のものを使うのであれば、セキュリティ対策は徹底できないと思う。

(実施機関) それについては、いずれにせよパスワード設定をして、確実に外部記憶媒体を管理するよう指示を出している。

(会長) 事故そのものの話と、それに対する今後の対策については別に議論したいので、まず事故について質問はあるか。

(委員) 紛失した経緯が分からないと防止策が採れない。

(実施機関) 紛失したことは事実であるが、経緯については子供たちのいる教育現場であることも配慮して調査を行ったので、特定できる状況にはない。そういう状況であり、現在も捜索中である。

(委員) この事故があった時、各校での個人情報の取扱いルールはどのようになっていたのか。具体的なルールはあったのか。例えば生徒の成績をUSBメモリーに入れておくことが許されたのか、それを家に持ち帰って仕事をしていても良いとされていたのかなど、その辺りはどのようなルールになっていたのか。

(実施機関) 原則そういうものの持ち出しは禁止であると、所属長から指示している。

(委員) そうすると、持ち出し禁止であるため、成績は学校で付けるのが原則ということか。学校のコンピューターのハードディスクの中に、成績情報は保存しなければならないのか。

(実施機関) ハードディスクに個人情報を保存することは禁止している。USBメモリーやフラッシュメモリーなどの外部記憶媒体に保存し、作業が終わればそれを鍵の掛かる場所に保管するよう指示を出している。

(委員) そうすると、ハードディスクではなくて外部記憶媒体に保存するのが本来の在り方ということか。成績はUSBメモリーに保存して、それを鍵の掛かる場所に保存し、学校から持ち出さないのがルールだったのか。今回は、USBメモリーに成績もプレゼン用のデータも保存されていた訳であるが、それは許容されていたのか。

(実施機関) 個人情報とプレゼン用データは必ず分けなければならないと指示していたが、現実には指示が徹底できていなかった。

(委員) 分けなければいけないことになっていたとすれば、今回は、その指示に従っていない点でそもそも問題があった。

(委員) その指示は、個人情報保護マニュアルに載っていないのか。5の「再発防止策」には改めて徹底したことが書いてあるが、これは個人情報保護マニュアルには載っていない事項なのか。

(実施機関) はっきり記憶していないので、また報告したい。

(委員) 個人情報保護マニュアルは一般的な市職員全体のものである。それとは別に、特に学校の問題として成績という個人情報がある。それについてはUSBメモリーに保存し、鍵の掛かる場所に保管しなければならない、ハードディスクに保存してはいけない。そしてUSBメモリーには個人情報とプレゼン用資料を一緒に保存しない、というこれらのルールは何で決まっているのか。教育委員会でそのような指示を出していたのか。

(実施機関) 今回の件で新たにセキュリティポリシーガイドラインを作成したが、それ以前については何で決まっていたか、今手持ちの資料がないのでわからない。

(委員) その資料が直ぐ出ないということは、ルールそのものの認識が甘く、あまり徹底されていないのではないか。

(実施機関) 教職員に対しては次の4点に伴い研修を行って徹底を図っている。今詳しい説明はできないが、1番目は平成10年10月12日に宇治市条例第29号で出された宇治市個人情報保護条例、2番目は平成14年4月に宇治市教育情報ネットワークシステムの利用要項、3番目は宇治市教育情報ネットワークシステムの運用について、4番目が平成22年3月のICT化に伴う学校への教育用コンピューターの導入。これらの際にデータの取り扱いについて持ち出しを含めてパスワード管理の話を生教職員に対して行っている。

(委員) ということは、パソコンを各校に入れる際に、ルールについては徹底するよう指示しているということか。

(実施機関) そうである。

(委員) しかし、この事例で言うと実際にはルールの徹底はされていなかったことになる。今回はこの学校だけの特殊な事例か。それとも学校全体が厳しくない秩序のもと、たまたまこのような事件が起きただけなのか。どのような認識か。

(実施機関) 各学校に対して指示・指導はしている。ただ、現実問題このような事件が起こっており、徹底が弱かったと認識している。

(委員) 非常勤の先生だから、その辺りが上手くいかなかったのかもしれない。

(委員) そのようにも思ったが、添付資料に城南新報の記事があり、その記事の上から3段目に「また男性教師が今年9月に採用されたばかりであり、個人情報を含む研修を受けてから同校の教壇に立ったが、個人情報入りのUSBを抜き取らずにパソコンを持ち歩くなど、厳重な管理を怠ったことも紛失につながった。」とあるので、研修はしているが1つのUSBメモリーの中に個人情報とその他の教材等を混在使用することまで、明確に規律していたのかどうかの問題である。

(会長) その他に事案そのものについて何かあるか。事務局への質問だが、城南新報の記事の最後に「なお、市における個人情報の紛失は昨年5月以来、通算15回目となる。」とあるが、昨年5月にあったのが14回目で、今回が15回目という趣旨で良いか。

- (事務局) そうである。平成10年の住民情報流出事件から通算で15回目である。
- (委員) 「平成23年度の対応」についてだが、セキュリティポリシーを全校が作成したとある。この内容について先程質問があったが、セキュリティポリシーは今回の事例に関わる場所ではどのような決まり事があるのか。主に関わってくるのは、例として挙げられている3つになるのか。資料の3ページで、これはセキュリティポリシーガイドラインの抜粋であるが、ここで挙げられている「重要な外部記憶媒体には、データの暗号化やパスワードが設定できる等のセキュリティ対策が施せるものを使用する。」と、「一つの外部記憶媒体には、個人情報等の重要な情報とその他の情報(教材や学級通信等)を混在して保存しない。」と、「重要な外部記憶媒体を接続した状態でノート型パソコン等を移動させない。」が、今回のような事件が起きないための対策か。
- (実施機関) 基本はこの3つであるが、セキュリティポリシーには組織・体制の部分や電子データの管理の部分、学校が所有しているコンピューターや平成21年度に配置された教育用コンピューターの仕様の部分、USBメモリーなどの外部記憶媒体にデータを混在させないという部分がある。
- (委員) 個人情報をハードディスクではなく外部記憶媒体に保存し鍵の掛かる場所に保管することや、持ち出しをしてはいけないことなども書かれているのか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) USBメモリーが個人用ではいけないということは書いていないのか。
- (実施機関) それは書いていない。個人のものか学校の備品かは特に区別していない。
- (委員) ルール通りであれば、個人のものを使用すればその段階で持ち出しになってしまう。個人のものに個人情報を保存してしまったら、そのデータを消さない限り持ち出せない。
- (委員) 自分のものだから持ち出してしまう。
- (委員) ルールでは持ち出せないのだが。
- (委員) 1点は質問で1点は意見だが、再発防止のための取組みについてのところで少し気になったのが、6月末までに各職場での個人情報保護に係る職場会議の結果を出すよう依頼しているが、9月6日には、結果を未提出の職場に対して早急に提出するような依頼をしている。どの職場が出ていないのかは今回の報告事案と関係ないので良いが、その後はきちんと出たのか。それと、学校からきちんと出ていたのか、徹底の関係で気になる。それが質問である。それからこれも質問が半分入っているのだが、外部記憶媒体に重要なデータを保存する場合、今度はバックアップの問題が非常に重要になってくる。データが飛んでしまったら再生できないので、個人情報の喪失の話になる。実はこちらの方がもっと大変な話になる。そのことについては、今回何か検討されたのか少し気になる。
- (会長) それでは最初の方は事務局から、9月段階で結果報告を未提出の職場がある

そうだが、学校はどうであったのか、また、未提出の職場については、提出されたのか教えて欲しい。

(事務局) まず6月末までの職場会議の依頼をした中に学校は含まれていない。ただ今年度については、このような事件があった教訓を踏まえて学校にも職場会議の開催を依頼している。

(委員) 未提出の職場は提出したのか。

(事務局) その後かなり出てきてはいる。

(委員) 全庁を上げて頑張ろうと言っている事と合っておらず、それはまずい。

(事務局) 細かな数字が手元にないが、9月の文書通知を受けてその後各職場から提出されてきている状況である。

(委員) 100%になったのか。

(事務局) 年末までに100%出していない。

(委員) 出していないのか。

(委員) それは問題である。

(委員) 徹底すると言っているのだから、それはおかしい。どういう状況で議論し対策を練ったかは、定期的に把握しないとまずい。

(委員) 今年度はできるだけ早急に100%にする必要がある。

(会長) もう一つの質問で、セキュリティポリシーではバックアップについてはどのようなになっているのか。

(実施機関) 各学校に担当者がおり、その担当者が個人情報等については、定期的に必要に応じてバックアップを取るようにしている。

(委員) それはセキュリティポリシーの中に書かれているのか。

(実施機関) そうである。

(委員) 資料に書いてあるガイドラインには「重要な外部記憶媒体はセキュリティ対策が施せるものを使用する。」とあるが、必ず施さなければいけないとか、このような場合は施さなければいけないとかは書いていない。そのようなルールはあるのか。

(実施機関) セキュリティポリシーでは、各学校の学校長が重要な外部記憶媒体の管理簿を作成し、実際にどの教員がどの外部記憶媒体を使うかを一覧表にして整理するとしている。また、重要な情報が入っている外部記憶媒体については、データの暗号化やパスワード設定のようなセキュリティ対策が施せるものを使いなさいと規定をしている。そして、1つの外部記憶媒体には個人情報とその他の情報を一緒に保存しないとしている。

(委員) 質問内容は、USBメモリーにパスワードを掛け得ることと、USBメモリーに保存しているデータにパスワードが掛かっていることは別なので、それはどういう関係かということである。

(実施機関) セキュリティ対策が施せるものを使用するということである。

- (委員) パスワードを掛けなくて良いということか。
- (委員) 施せるものを使用して施す、と書かなければならないのではないか。
- (委員) 全部掛けるのは少しやり過ぎだということなのか、掛けるということなのか。
- (委員) 多数のパスワードの管理は非常に大変で、忘れると重要な情報が開けなくなる。単純にパスワードによる情報保護を徹底しろということで済む話でもない。
- (委員) そこは難しい。しかし、パスワードを掛けなかったら施せるものを使用しても意味がない。それはどのように考えているのか。この「施せる」と「施す」の関係はどのように考えているのか。
- (実施機関) 原則は「施したものを使用する」である。
- (委員) 原則はパスワードを設定する。パスワードが分からなくなれば大変なことになる。
- (委員) 本当に大変である。古い文書が開かないことも出てくる。
- (委員) 資料の最後の「新学校イントラの整備」とは、どういうことか。
- (委員) これは次の資料3と関係がある。
- (事務局) 次の報告事案で詳細は説明する。
- (委員) 教育情報ネットワークシステム環境整備事業と一緒か。
- (実施機関) そうである。
- (会長) そうであれば、次で確認する。他に質問はないか。なければ以上にしたいと思うが、宇治市では個人情報保護についてそれなりの取組をしてきたが、やはり少し甘いところがある。教育委員会においても徹底を欠いているところがあり、このような事故になってしまっている。更に広報課においても各職場への追跡がきちんとできておらず、不十分という問題も出てきたので、今回の反省を踏まえてより個人情報の適正な管理と保護に向けて、宇治市をあげて取り組んでもらいたい。それでは以上で、報告事項②の個人情報紛失事案についての報告と質疑を終了する。

5 報告事項 教育情報ネットワークシステム環境整備事業について

(1) 概要説明 (実施機関)

実施機関より資料3に沿って教育情報ネットワークシステム環境整備事業について説明が行われた。

(2) 質疑応答

- (会長) それでは実施機関からの説明について何か質問はあるか。
- (委員) 確認であるが、各校に配備される端末は専用端末か、汎用のパソコンか。
- (実施機関) シンクライアント専用端末であり、ハードディスクなどがないものである。
- (委員) 普通のパソコンと違いはないのか。仕様も違うのか。
- (実施機関) 普通のパソコンでも接続できるが、このシステムのために配備するパソコンはハードディスクがないなど、通常では売っていない端末を利用する。

- (委員) パソコンは持ち帰り禁止か。
- (実施機関) パソコンそのものの持ち帰りはさせない。
- (委員) 個人のパソコンの持ち込みはどうか。
- (実施機関) 持ち込みもこのネットワークができれば完全に排除する。
- (委員) 業務で成績等のデータを入力する場合には、どのようにデータを入れたり消したり修正したりするのか。また、採点する前提として、採点のメモや関連する文書が作られるが、それはこのパソコンで作成することができるのか。ハードディスクが付いていないという話であり、それ程メモリーの容量がないので、従来ワードやエクセルでデータ処理していたものはどのようになるのか。
- (実施機関) サーバルームの中にデータ置き場としてのファイルサーバを置き、そこでエクセルやワードのような情報は格納し、通信で情報を見に行くやり方とする。そして成績付けに関連する作業については、ほぼ全てシステム化する予定であり、各テストの点数などもシステムに入力して管理する。個人情報を含むものに関しては、エクセルやワードを使わないよう徹底していく。エクセルやワードは教材の資料などに必要だが、個人情報の入力には使わせない方向で考えている。
- (委員) 教材の作成や利用は、専用の端末でできるのか。また、そのデータは共通の場所に置いて、そこにアクセスするということか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) 確認するが、成績に関する途中情報も全てこのシステムに保存するようにしたいということか。
- (実施機関) 概念図の資料にある通り、先程公務支援システムを別途構築すると説明したが、この公務支援システムをネットワークの中に置く。その中で個人情報を含む生徒の名簿等や成績管理の管理運営をしていく。日常のテストの点数や子供達の気付きの情報は、その専用のシステムでデータベース化し管理運営していくことを考えている。
- (委員) ネットワークは全校につながっているが、その情報は各校の担当の人しか見られない仕組みになっているのか。
- (実施機関) 各学校や、学校の中でも校長だけしか見られないなど、権限によって変えるつもりである。
- (委員) 「新教育ネットワーク（概念図）」の資料によると、業務系かインターネット系のどちらか一方しか使えないとの説明であったが、校内のパソコンからインターネットを使うことを想定しているのか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) このシステムは専用端末を使用するが、それぞれの学校から普通の端末でインターネットに接続することは認めないのか。それとも認めるのか。教材を作るときにインターネットに繋ぐ必要はあると思うが、それはどうなるのか。

(実施機関) 概念図には書いていないが、もう一つ別系統の、特に児童・生徒のために外部と接続できるネットワークを作る。そこで使用するパソコンは、もちろん個人情報は一切載せられないものになるが、専用端末と別のネットワークが既に整備されており、それは維持していく。

(委員) それは今もあるのか。

(実施機関) そうである。

(委員) それはインターネット用に使うということか。

(実施機関) 子供達が授業等で使う場合に、認証基盤を通すことになると、非常に手間がかかり、管理する側も子供達の進級などによってアクセス権を管理するのが大変なので、子供達による授業での使用や、教員による教材の作成については自由な世界を提供していく。個人情報を扱うような内容や教員が教務で使うようなものについては、セキュリティを構築した安全なネットワークで仕事をするようにしていきたい。

(委員) インターネットを使う場合は、どういうことを想定しているのか。

(実施機関) 仕事で必要な情報をインターネットで取得する場合を想定している。こういった調査は業務の中で発生し、インターネットで取得したデータを公務の内部系で活用する業務が想定されるので、安全な世界の中でインターネット系の出入口を一つ設ける。

(委員) 公務で何か調査をする際に使うとなると、そのファイル自身は業務系のサーバの中に入るのか。

(実施機関) 一旦別の場所に置いてから、内部系へ取り込むようにしている。

(会長) 他に何か質問はあるか。

(委員) 非常に初歩的なことではあるが、例えば庁舎が焼けて焼失した時のバックアップはどのように想定しているのか。

(実施機関) 今回のところ、そこまでの災害を想定した対応はできていないが、今後行政全体でそのような安全対策を考えていくことになると思う。

(委員) かなりの数の教員が端末から接続すると思うが、動作スピードが落ちるのではないか。そうなる現場の作業効率が非常に悪くなり、教員がシステムを使わずに勝手にエクセルなどを使って成績に関する作業をし、結果だけシステムに保存するようになる可能性があるので、現場の声を聞きつつ修正し、効率に配慮したシステムにしていく必要があると思う。モデル校で試験的にしている段階で現場の声を聞くシステムはできているのか。

(実施機関) ネットワークの環境を整備しても、教員が使わなければ意味のないものになる。情報のセキュリティにおいて安全と利便性は相反するものであるが、利便性を損ねるとご指摘のとおりネットワークの対象外で個人情報をワードやエクセルなどで処理することも想定されるので、使う側の意見も十分に聞くために、学校側と市教委側の両方が入ったワーキンググループを作って、トップダウン

でもないボトムアップでもない意見交換の場を設けて検討している。通信速度については、画面のイメージだけが送られるので、あまり負荷がかからない。ただ動画などについては少し課題もあるが、シンクライアントシステムは多くの自治体の学校施設で導入されている実績もあり、導入に関しては動作検証も十分にしながらストレスのかからない100%安全なネットワークを教員に使ってもらう。それがセキュリティの第一歩であると思っているので、そこは十分に検証しながら進めたい。

(会長) 他に何かあるか。今年度はモデル校2校の教員への100%端末配備というレベルであるが、その後平成24年度以降はモデル校以外にも端末整備をするということだが、それはどのように進めていくのか。

(実施機関) 来年度以降のスケジュールは具体的に決定していない。モデル校以外で宇治市に学校は29校ある。平成21年度にモデル校2校で整備した内容は、5職に行政連携用端末を配備したということであるが、これを平成24年度以降は一番始めにしていきたいと思っている。そして、平成23年度に行うモデル校2校の教員への100%端末配備の検証を踏まえた後に全校への100%配備の流れとなり、最短では平成25年度に完成することを目標にしている。

(委員) これは相当な金額がかかるのか。これから必要なのは端末だけか。

(実施機関) 端末だけでなくサーバ本体や、サーバにセキュリティ対策の仕掛けをするための構築費用がかかる。

(委員) サーバの能力を高めないといけない。

(実施機関) よって、平成25年度に29校に配備するとなると、相当の容量を持った、ある意味平常時は余分に見えるようなサーバも必要になってくるので、特に完成年度の平成25年度は相当額が必要になると思う。

(会長) 他に何か質問はあるか。良ければこの報告案件についての質疑は終了する。

6 その他連絡事項等について

本年度はもう1回程度の審議会を開催する予定であり、7月又は8月頃に実施機関の準備が出来次第日程調整をする。

7 閉会

(会長署名)